



令和2年度 北陸地方整備局 直轄事業の執行について

<基本方針>

令和2年度の事業執行にあたっては、工事・業務の品質確保及び担い手の中長期的な確保・育成、入札及び契約手続における一層の透明性及び競争性の確保、並びに i-Construction等の生産性向上に資する取り組みを推進する。

また、地域を支える地元企業の受注機会の確保に配慮する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策など社会的な状況変化に応じて随時見直しを行い、柔軟に対応する。

I 工 事

1. 品質確保及び担い手の中長期的な確保・育成の取り組み

(1) 新技術の活用促進

- ・建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上のため、工事発注にあたっては、原則、全ての工事でも新技術の活用を図る。
- ・工事発注時において、特記仕様書に具体的な新技術活用を明示することが出来ない場合に、発注者が定める施工計画テーマに基づき、受注者からの提案を受けて、新技術の導入を図る。
- ・実用段階に達していない新技術を工事の実施過程で実証・検証する工事発新技術活用促進（Ⅱ）型の試行を継続。

(2) 「地元企業活用審査型」総合評価落札方式の試行

- ・大規模工事において、一次下請での地元企業活用率を評価する地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行を継続。

(3) 「自治体実績評価型」総合評価落札方式の試行

- ・競争性を高めるため、直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地方自治体の優良工事表彰と工事成績評定を直轄実績同様に加点評価対象とする自治体実績評価型総合評価落札方式の試行を継続。
- ・さらに競争性を高めることが必要な場合、同方式を適用した時に限り、企業の施工能力等の評価項目のうち、地域貢献度を評価対象外とする試行も継続して実施。

(4) 若手及び女性技術者の育成を促すモデル工事の試行

- ・技術力の伝承を促すため、担当技術者として、若手・女性技術者の配置を評価する試行工事を継続。

(5) 一括審査方式の活用

- ・近隣にある複数の同種工事を同時に発注する場合、工事の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料の内容を同一とすることができる一括審査方式の活用を継続。
- ・一括審査方式は、技術資料（技術提案及び施工計画）の提出を求める総合評価落札方式に適用。

(6) 技術提案・交渉方式（ECI方式）の活用

- ・最適な仕様を設定できない工事及び仕様の前提となる条件の確定が困難な工事については、技術提案・交渉方式の適用を実施。
- ・小さな規模でも施工方法を含めた技術的に高度な能力が求められる工事にも適用を検討。

(7) 段階的選抜方式の活用等

- ・発注者の技術審査業務の簡素化と、受注者側非選抜者の技術提案作成労力の軽減を図るため、一次審査（段階的選抜）で競争参加者数を絞り込む段階的選抜方式の試行を継続。
- ・試行対象工事は、技術提案評価型S型で、多数の競争参加者が予測される工種等とし、段階選抜者数は15者。
- ・対象工種は、一般土木A等級工事に加え、建築A等級工事、港湾土木A等級工事のWTO対象工事等。
- ・技術提案評価型S型（WTO対象工事）における技術提案を求める評価事項数は、2課題10事項を基本としつつ、1～2課題で5事項の技術提案を求める試行を継続。
- ・一般土木（トンネル）工事において、配置予定技術者1人あたり、1つの経験工事のみを申請する方式の試行を継続する。その方式とは、その工事の立場は、監理・現場代理人と担当技術者の得点差を設けるが、担当技術者として、複数の工事経験があれば、それに応じて加点。

(8) 建設現場における週休2日の推進

- ・これまでの試行を踏まえ、原則すべての工事について週休2日に取り組むこととして、発注者指定方式及び受注者希望方式〔工程調整標準型〕を活用。
- ・労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費については、現場閉所の補正係数を当初より乗じて必要経費を計上することで、週休2日の取得に取り組む企業の更なる拡大を図る。
- ・建設業全体のさらなる週休2日の取り組みを推進するためには、統一的な現場閉所に取り組むことが重要であることから、新たな取り組みとして、年間を通じて毎月2回（第2週、第4週^{*}）の土日について、発注機関が連携し現場閉所とすることを発注者間で調整。

※就業規則等で第2週、第4週以外を休日とすることも可能。

(9) ワーク・ライフ・バランス（WLB）認定企業の評価

- ・ワーク・ライフ・バランス（担い手育成）等を推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業やその他これに準ずる企業を評価することをすべてのWTO対象案件工事の段階的選抜方式に拡大。

(10) 登録基幹技能者の配置を評価する工事の試行

- ・「登録基幹技能者」の現場配置を評価する試行工事を施工能力評価型I型及び技術提案評価型S型（WTO対象工事以外）の全工事を対象とし、登録基幹技能者を配置する場合に、「企業の施工能力等」の評価で1点を加点。

(11) 専任指導者制度の継続

- ・若手技術者の更なる登用を促すため、経験ある技術者が現場経験の少ない主任技術者又は監理技術者を支援する専任指導者制度を継続。

(12) 現場見学会提案・実現モデル工事の試行

- ・将来の担い手確保及び建設事業の魅力を伝えるために、地域住民や学生等を対象とした、現場見学会の開催を提案・実施を行う試行工事を継続。

(13) ISO9001 認証による品質マネジメントシステムを活用したモデル工事の試行

- ・工事の更なる品質向上と監督業務の効率化を図るものとして企業におけるISO9001認証に基づく品質マネジメントシステムを活用した工事の試行を継続。
- ・モデル工事の試行にあたり、ISO認証審査登録機関（第三者機関）による監査を取り入れた試行を継続。

(14) 令和元年台風19号（令和元年東日本台風）による災害復旧事業の推進

千曲川河川事務所において一般土木工事で発注する災害復旧工事については、以下により発注することができる。

①災害復旧工事における一般土木工事の発注標準

- ・競争参加資格者は、一般土木相当級＋下位等級とし、一般土木の工事規模4.5億円未満はC等級を算入、1.6億円未満はD等級を算入することが可能。

②災害復旧工事における一括審査方式の活用

- ・工事の品質確保と受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料の内容を同一のものとする一括審査方式を試行できるが、総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅰ型以上）で求める技術資料（施工計画の提案）については、「申請する工事のうち、1つの工事における工程表の立案」を施工計画のテーマとし、提出された工程表が妥当であれば10点を付与。

③技術者（若手）登用実現工事の試行

- ・一般土木工事で発注する災害復旧工事については、配置技術者を効率的に配置できるよう完成日間近の工事に従事している者が他の工事の入札に参加可能とする。また、技術者不足の背景から、1人の熟練技術者が2工事を兼務できる制度を試行。

(15) 災害対策関係功労者表彰の評価

- ・甚大な被害をもたらした災害において、長期にわたり全国各地方整備局等の TEC-FORCE などが活動した地域において、災害対応にあたった団体又は会社を「災害対策関係功労者」として表彰する制度を令和元年度に新たに「災害対策関係功労者表彰」として創設したことから、該当企業等に対し、総合評価において加算点の対象とする。

(16) 継続教育(CPD及びCPDS)の取組状況

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた直轄工事及び業務の入札等の手続の対応として、令和元年度中の継続教育において取得した単位を登録認定団体毎の年間推奨単位で除した単位取得値の合計が0.9以上（従来は1.0以上）となる場合は、評価で1点を加点。

(17) 技術の研鑽度評価の試行

- ・継続教育の取組状況として、CPD及びCPDSの単位取得に加え、技術論文等^{*}も評価の対象に拡大する取り組みを試行。

※技術論文等としては、配置予定技術者本人が執筆した工事における技術開発、創意工夫等で、技術雑誌などで公開されたもの。なお、評価対象技術論文等は、北陸地方整備局管内の話題を中心とした書物や雑誌を対象。

2. 工事発注における適切な執行等

(1) 競争参加資格要件の緩和

- ・工事難易度が比較的低い（工事難易度Ⅱ以下）場合は、競争参加資格要件である企業と技術者の過去の工事経験に対し、以下のとおり、緩和を認めることができる。
- ・対象工事は、施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型。

(企業実績)

通常；発注しようとする工事の同種で、施工量の最低規模を実績として求める。

緩和；発注しようとする工事の同種とするが、施工量（規模）は求めない。

(技術者)

通常；発注しようとする工事の同種で、施工量の最低規模を実績として求める。

緩和；過去15年間の公共工事（発注機関及び工事種別は限定しない。）に主任（監理）技術者または現場代理人として、従事した実績があればよい。

※公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に定義さ

れたものとする。

(2) 通常型指名競争入札の活用

- ・過去に不調・不落が発生した同一地区かつ同一工種の工事の発注で、比較的小規模の工事（概ね1億円未満の一般土木工事、維持修繕工事を対象）
- ・一般競争において不調・不落となり、設計替後、新たに競争入札の手続きをする工事。

(3) 維持修繕工事实態反映型積算の試行

- ・維持修繕工事等については、1つの現場の規模が小さく点在する場合や一般交通の影響を受ける現道工事である場合など標準的な歩掛・単価と実態との間に乖離の発生が見込まれる場合は、予め入札公告時の資料において、設計変更時に実態を反映することを明示するとともに、精算変更契約前に設計変更等検討部会を開催し、工事の施工条件等を十分考慮したうえで施工歩掛や製品・材料単価などの見積活用を積極的に推進。

(4) 見積活用型積算方式の活用

- ・通常は、標準歩掛や単価等がない工種において活用するが、標準歩掛や単価等がある工種でも、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事や、予定価格と入札価格の乖離が原因で不調・不落の恐れがある工事については、入札公告時に施工歩掛及び製品・材料単価の見積を依頼する見積活用型積算方式の活用を継続。

(5) 施工箇所点在型積算方式の活用

- ・施工箇所が点在する工事については、1つの工事としての積算額（標準積算）と実際にかかる費用（施工実態）に乖離が見られるため、施工箇所が1km以上離れている場合は、箇所毎に間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の算出。
- ・点在箇所の間隔が1km程度に満たなくとも、地域における交通環境を十分に考慮した際に、建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所が発生したりするなど、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出可能。

(6) 適切な工期の設定

- ・工期の設定にあたっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情、自然条件等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、特記仕様書へ明示。
- ・受注者の工程計画策定を支援する観点から、原則として全ての工事において工事円滑化推進会議における「施工条件確認部会」及び「工程調整部会」を開催。
- ・工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有し、工程の変更理由が受注者の責に寄らない場合は、適切に工期の変更を実施。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取り組みにより受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、適切に工期の変更を実施。

(7) 余裕期間制度の活用

- ・余裕期間制度については、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう積極的に活用。
- ・余裕工期の設定は、官積算上、発注者が実工事期間の30%かつ4ヶ月を超えない範囲を見込むこととしているが、当分の運用として、余裕期間の設定は、原則6ヶ月を超えない範囲内で設定。

(8) 工事書類の簡素化に向けた「協議事項設定のあり方」

- ・受注者の協議書類の作成に伴う負担軽減を図る目的として、発注者が発議すべき事項を明確にした「協議事項設定のあり方」を反映した特記仕様書を設計図書として交付。
- ・全工事を対象とし、具体的には特記仕様書の「監督職員と協議する」といった表現方

法は、発注者が発議すべき事項を明確にしたうえで、記載事項の「削除」も含め、「指示・提出・報告・承諾」として設定。

(9) 一部変更指示における概算額の明示

- ・適切な設計変更の取り扱いを目的に、契約変更に先立ち一部変更指示を行う場合は、受発注者間で認識の共有を図るため、一部変更指示書にて概算額を明示する取り組みについて、実効性を上げるためにすべての工事で実施。

(10) 工事検査書類限定型モデル工事

- ・「工事検査書類限定工事」は、技術検査時（完成・中間）を対象に検査に必要な書類を限定し、受発注者の検査に係る負担軽減を図る取り組み。
- ・予定価格が1億円以下で施工能力評価型の工事で原則実施するものとしているが、維持修繕工事については、予定価格にかかわらず全て対象に加える。

3. さらなる生産性の向上

3-1 i-Construction

(1) ICTの全面的な活用の拡大

○ICT工事の推進

- ・工事の生産性向上を図るため、ICTの全面的な活用としてICT土工、ICT舗装工、ICT河川浚渫、ICT砂防・ほくりく（試行）、ICT地盤改良工、ICT法面工の取り組みを実施。

- ・ICT土工の推進。

施工者希望Ⅰ型は概ね10,000m³（盛土工は8,000m³）以上を、発注者指定型は概ね50,000m³以上を対象とし、継続して実施。また、施工者希望Ⅱ型において、「3次元設計データ作成」、「3次元出来高管理等の施工管理」及び「3次元データの納品」のみを必須とする簡易型ICT活用工事を導入。

- ・ICT舗装工の推進。

発注者指定型及び施工者希望Ⅰ型は路盤工5,000m²以上を対象とするが、路盤工5,000m²未満でも現道交通、他工事などの影響を鑑み、施工者希望Ⅰ型で実施。

○ICT普及・拡大

- ・ICTの更なる普及・拡大を図るため、講習会、見学会、報告会を整備局管内の各会場で実施することを継続する。さらに、ICT砂防・ほくりく（試行）の工事現場を活用し、山間地域においても講習会等を実施。

(2) コンクリート工の規格の標準化

- ・大型コンクリート構造物のプレキャスト製品活用について予備設計段階等における比較検討を継続し、プレキャスト製品施工箇所での検証を実施。
- ・「プレキャストコンクリート製品活用事例集（平成30年度）」も参考とし、プレキャスト製品活用を推進。

(3) 施工時期の平準化

- ・年間を通じた資機材・労働力確保の最適化に向け、適切な工期の設定、余裕期間制度の活用、翌債等の繰越制度の適切な活用、2カ年国債やゼロ国債を活用し計画的に発注。
- ・前倒し発注できるものはさらに手続きを早め、早ければ11月より翌年度工事の入札手続きを開始する早々期発注を継続して実施。
- ・建設企業に技術者や技能者等の人材、資機材の効率的かつ効果的に活用を促すため、国、地方自治体等の発注見通しの統合・公表を継続して実施。

3-2 その他の生産性向上の取り組み

(1) BIM/CIM活用工事

- ・建設現場での活用を前提とした3次元モデルの導入・活用を推進。
- ・過年度のBIM/CIM活用業務成果は、すべてBIM/CIM活用工事の対象。
- ・i-Constructionモデル事務所である信濃川河川事務所において、大河津分水路の大規模改修事業にBIM/CIMの活用を継続的に実施し、3次元モデルやICTを活用した建設現場の生産性向上の図る取り組みを実証

(2) 監督・検査の省力化

- ・公共工事の品質を確保した上で、監督・検査の省力化を図るため、ICTを活用した遠隔臨場に関する監督・検査の試行を新たに実施。

(3) 受発注者間のコミュニケーションの充実

- ・条件明示の手引(案)、土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)、工事一時中止に係るガイドライン(案)、土木工事設計変更ガイドライン(案)を活用した工事円滑化推進会議の開催。

(4) 工事の生産性向上説明会の開催

- ・地整管内の各会場において、前期・後期の年2回、受発注者を対象とした「工事円滑化4点セット」活用等による生産性向上の説明会を開催。
- ・各現場において、監督員等は、工事契約後の初回打合せ時に、受発注者間で再確認をするため、「工事施工の円滑化4点セット」(条件明示の手引きは工事発注時に記入したもの)を受注企業に配付(活用の徹底)。

II 業務

1. 品質確保及び担い手確保・育成の取り組み

(1) 新技術の活用促進

- ・工事の品質確保・向上を図るため、詳細設計段階から新技術活用することを設計条件（施工条件含む）として検討することを継続。

(2) 総合評価1：3における「評価テーマ1課題」の試行

- ・特に技術力を重視する業務について、品質を確保しつつ競争参加者の負担を軽減するため、「総合評価1：3の評価テーマを1課題とし、評価項目の配点割合を1：2と同様とする業務」の試行を継続。

(3) 「簡易特別型」総合評価落札方式の推進

- ・地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会を確保するため、地域に精通した建設コンサルタントが実施することで、品質向上が期待できる業務について、地域精通度の評価を重視した簡易特別型総合評価落札方式の活用を継続。
- ・対象業務の金額規模は、2千万円以下を継続。

(4) 出産・育児等による休業期間の取り扱い

- ・配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児等で休業していた場合、原則、休業期間に相当する期間を、「業務執行技術力」「地域精通度」「業務成績」「優良表彰」の対象期間に加える。

(5) 女性・若手技術者の育成支援

- ・女性・若手技術者を含む多様性（経験年数、価値観等）を加味した技術者の配置により、業務成果の品質向上を図る「ダイバーシティー推進型業務委託」（配置予定技術者の構成に応じて評価）の試行について、全ての土木関係建設コンサルタント業務を対象を拡大し継続。

(6) 若手技術者のヒアリング同席の活用

- ・予定管理技術者の随行者として、事前に登録した3名の若手技術者のうちの1名が技術提案書のヒアリングに同席（傍聴）できる業務の試行を継続。

(7) 「自主的照査併用型」総合評価落札方式の推進

- ・予定管理技術者として経験の少ない若手を配置し、加えて品質を担保するため自主的にベテランの照査技術者（「自主的照査技術者」という。）を配置する場合、総合評価で加点評価する業務の試行を継続。

(8) 一括審査方式の活用

- ・目的・内容が同種の業務であり、技術力審査・評価の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料（実施方針又は技術提案のテーマ）を同一とすることができる一括審査方式の活用の試行を継続。

2. 業務発注における適切な執行等

(1) 働き方改革関連法案と残業規制による適切な執行等

① ウィークリー・スタンスの徹底

- ・一週間における受発注者相互ルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行し業務環境等を改善。

② 適切な履行期間の設定

- ・翌債等の繰越制度や2カ年国債・ゼロ国債の制度を更に活用するなど、必要な履行期間の確保に留意し、できる限り履行期限が第4四半期としないなど、適切な履行期間を確保するため、業務スケジュール管理表を活用する取り組みを引き続き推進し、平

準化に取り組む。

- ・第1四半期に公告する業務の手持ち業務量について、第1四半期に完了する繰越業務を「手持ち業務量の対象外」とする試行を実施。

③業務発注時の設計図書作成（条件明示の徹底）

- ・発注者の条件明示の遅延等による履行期限圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果品質を確保。

3. さらなる生産性の向上

3-1 i-Construction

(1) ICTの全面的な活用の継続

- ・ICT活用の推進を図るため、UAV等を用いた3次元公共測量、土工・舗装工の3次元設計を継続して推進。
- ・「土工（道路土工等、河川土工等）」「河川」「ダム」「橋梁」「トンネル」「機械設備」「地すべり」「砂防」の対象のうち、大規模構造物の予備、詳細設計（実施設計）業務並びに前工程で作成した3次元データの成果品がある業務において、BIM/CIM活用業務の原則適用を継続して実施。
- ・地元企業の参入拡大への取り組みとして、簡易（特別）型を活用した概略・予備設計等の発注及び、要求事項（リクワイヤメント）の選択項目数の緩和し、地元企業の技術力向上を図る。【選択項目数；原則4項目以上→2項目】

(2) 履行期間の平準化

- ・年内工期とする11月～12月の早々期発注、国債及び繰越制度の更なる活用により、履行期間の平準化を図る。
- ・定常業務については、9月発注、9月納期とするなど、業務発注サイクルの見直しを検討。

3-2 その他の生産性向上の取り組み

(1) 受発注者間のコミュニケーションの充実

①業務連携会議（4者会議）の実施

- ・地形測量、地質調査、設計が並行して行われる構造物の設計において、測量受注者、地質調査受注者、設計業務受注者と発注者の4者がスケジュールや条件を調整する「業務連携会議（4者会議）」を実施する業務を継続。

②合同現地踏査等における地質技術者等の参画

- ・地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場の業務の合同現地調査等において、地質業務の受注者等を参画させ、地質調査報告書等から判断される留意点等について具体的な説明を求めることにより、成果の品質確保・向上を図る。

③業務スケジュール管理表の活用

- ・発注者の判断・指示が必要とされる事項の有無について、受発注者間で共有し、その役割分担や着手日、回答期限等を管理表に明記し、適切に業務のスケジュール管理を行う。

④ワンデーレスポンスの徹底

- ・受注者からの設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知することにより、円滑な業務の進捗を図る。

⑤業務のWEB会議の試行

- ・業務打合せにおいて、業務の効率化に資するWeb会議の実施の取り組みを試行。
 - ・測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント業務のすべての業務を対象に、受発注者間で合意した業務について、業務内における打合せの半分程度をWeb会議で実施。
- (2) 品質確保・生産性向上等に関する説明会の開催
- ・受発注者で意識の共有を図るため、年1回、受発注者が一堂に会する説明会を開催。

※令和元年度に引き続き同様に実施する事項などは、一部省略しています。

【同時FAX先】 建設速報社、新潟建設工業新聞社、日刊建設通信新聞社 新潟支局、日本工業経済新聞社 新潟支局、日刊建設工業新聞社 北陸総局、建設ジャーナル社、産業新聞社 北信越支局、鉄鋼新聞社 新潟支局、北陸工業新聞社 新潟支局

【問合せ先】	国土交通省 北陸地方整備局 企画部	TEL : 025-280-8880(代)
	技術管理課長	村上 和久 (内線3311)
	技術検査官	金子 靖雪 (内線3124)
	技術管理課長補佐	北出 一雅 (内線3312)
	技術管理課長補佐	田澤 信行 (内線3313)